

第34回大空町農業委員会総会議事録

平成29年3月27日 第34回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 長尾 照幸	2番 石田 正俊	3番 井上 良幸
4番 早川 敏幸	5番 苫米地 正幸	6番 辻 功
8番 田中 秀雄	9番 川野 静雄	10番 小久保 謙
11番 藤野 雅隆	12番 田中 悟	13番 長谷川 伸一
14番 岩原 秀嗣	16番 石田 敦	18番 澤井 忠雄
20番 丹羽 真治	22番 石原 せつえ	23番 岡本 シゲ子
24番 永倉 誠二	25番 山神 正信	

(2) 欠席者

15番 晴山 棋一郎	17番 齊藤 貞利	19番 岡内 祐一
21番 江口 美世司		

2. 職員の出欠状況

事務局長 作田 勝弥	主査 渡邊 豪	主事 鈴木 聡
主事補 菊地 悠汰		

第34回大空町農業委員会総会議事録

午後1時28分

<p>作田局長</p>	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第34回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>委員</p>	<p>(農業委員憲章朗読)</p>
<p>作田局長</p>	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
<p>山神会長</p>	<p>皆さん、ご苦労様でございます。</p> <p>3月の末になりまして、日に日に温度が上がってきまして、今年はちょっと寒いのか、なかなか雪がちょっと解けづらいのかなと思って、だけど、最近ちょっと少しずつ暖かくなって、土が少し見えてきたなあと考えております。</p> <p>今の時期は、移植ビートが出てきて管理等、また春の農作業準備等で大変お忙しい中、ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。</p> <p>先達て、札幌に於いて、永年勤続の農業委員の表彰、永倉職務代理が行われましたが、表彰を受けております。改めてお祝いを申し上げたいと思います。</p> <p>今日は、34回の総会でございますので、ご審議を頂きますようお願いを申し上げて、簡単ですがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。</p> <p>この際活動状況報告を行います。事務局長。</p>
<p>作田局長</p>	<p>2月24日開催の第33回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
<p>山神会長</p>	<p>ただ今より第34回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時34分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。事務局長。</p>
<p>作田局長</p>	<p>ただいまの出席委員は、20名であります。晴山委員・齊藤委員・岡内</p>

山神会長	<p>委員・江口委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第4号までの合計21件であります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、18番澤井委員、20番丹羽委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成29年3月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第1号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、町有地を借主に貸付けする案件です。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>なお、この申請に係る農地の図面につきましては、1ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第2地区石田委員長より補足説明があればお願いします。</p>
石田委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、規模拡大による経営力の強化を図ることになります。</p> <p>また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係2番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第1号利用権設定関係2番説明朗読】 この件につきましては、使用貸借から賃貸借に変更する案件です。 全件とも、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 なお、この申請に係る農地の図面につきましては、使用貸借から賃貸借への変更のみのため、図面を省略しております。 以上でございます。
山神会長	この件について第4地区田中委員長より補足説明があればお願いします。
田中委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成29年3月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第2号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、既存住宅の隣接地に農業用倉庫を建設するものです。</p> <p>本件については、3月21日に第5地区農業委員さんに現地調査をしていただいた結果、転用予定地については、既存住宅の隣接地であり、建設場所として転用はやむを得ないということで判断しております。</p> <p>また、農地法第5条第2項の許可できない項目には該当していないことを確認しております。</p> <p>なお、この申請に係る図面を、2ページから4ページに掲載しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第5地区辻委員より補足説明があればお願いします。</p>
辻委員	<p>当案件につきましては、3月21日に第5地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成29年3月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第3号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、過去に借主の子に経営移譲を行っておりましたが、借主の子が離農したことに伴い、契約期間の残期間を同条件で再契約するものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>図面については、省略しております。</p> <p>借主の経営面積は、13.4ha、労働力は2人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第5地区辻委員より補足説明があればお願いします。</p>
辻委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 2 番から 3 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 3 号利用権設定関係 2 番から 3 番説明朗読】</p> <p>3 番以降は、更新の案件です。</p> <p>2 番については、当初昨年 11 月の総会において、借主の経営移譲の際に同時に行う予定でしたが、総会前に当時の所有者が死亡したことにより、手続き等に時間を要したため、今月の総会に上程しております。</p> <p>借主の父が賃貸借契約していたものを、子である借主が再度残期間を同条件で契約するものです。</p> <p>そのため、図面を省略しております。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第 18 第 3 項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>2 番の借主の経営面積は、54.1ha、労働力は 4 人です。</p> <p>3 番の借主の経営面積は、21.1ha、労働力は 3 人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 4 地区田中委員長より補足説明があればお願いします。</p>
田中委員長	<p>2 番の案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 2 番から 3 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 3 号の利用権設定関係 2 番から 3 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 4 番について提案理由の説明を求めます。渡邊</p>

	主査。
渡邊主査	<p>【議案第 3 号利用権設定関係 4 番説明朗読】 全件、更新の案件です。そのため、図面を省略しております。 また、全件とも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。 借主の経営面積は、38.1ha、労働力は 3 人です。 以上でございます。</p>
山神会長	これより利用権設定関係 4 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の利用権設定関係 4 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 5 番から 6 番について借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 3 号利用権設定関係 5 番から 6 番説明朗読】 借主の経営面積は、46.2ha、労働力は 3 人です。 以上でございます。</p>
山神会長	これより利用権設定関係 5 番から 6 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の利用権設定関係 5 番から 6 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

	次に、利用権設定関係 7 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 3 号利用権設定関係 7 番説明朗読】 借主の経営面積は、26.1ha、労働力は 3 人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 7 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の利用権設定関係 7 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 8 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 3 号利用権設定関係 8 番説明朗読】 借主の経営面積は、24.5ha、労働力は 2 人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 8 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の利用権設定関係 8 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 9 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。

渡邊主査	<p>【議案第 3 号利用権設定関係 9 番説明朗読】 借主の経営面積は、23.1ha、労働力は 3 人です。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 9 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の利用権設定関係 9 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 10 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 3 号利用権設定関係 10 番説明朗読】 借主の経営面積は、32.4ha、労働力は 4 人です。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 10 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の利用権設定関係 10 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 11 番から 12 番について借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 3 号利用権設定関係 11 番から 12 番説明朗読】</p>

	<p>借主の経営面積は、39.5ha、労働力は4人です。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係11番から12番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の利用権設定関係11番から12番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係13番から14番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第3号利用権設定関係13番から14番説明朗読】 13番の借主の経営面積は、26.1ha、労働力は3人です。 14番の借主の経営面積は、54.3ha。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係13番から14番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の利用権設定関係13番から14番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係15番から16番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第3号利用権設定関係15番から16番説明朗読】 15番の借主の経営面積は、60.4ha、労働力は3人です。</p>

	<p>16 番の借主の経営面積は、90.6ha、労働力は 3 人です。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 15 番から 16 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の利用権設定関係 15 番から 16 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 17 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 3 号利用権設定関係 17 番説明朗読】 借主の経営面積は、141.1ha です。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 17 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の利用権設定関係 17 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条第</p>

	<p>1 項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。平成 29 年 3 月 27 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第 4 号利用権設定関係 1 番説明朗読】</p> <p>12 月の総会において、買入協議の議決をいただいたものです。その際に、説明させていただきましたので、今回は省略させていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 4 号の利用権設定関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に報告第 1 号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>報告第 1 号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。平成 29 年 3 月 27 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【報告 1 号説明朗読】</p>
山神会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦労様でした。</p> <p>引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひします。</p> <p>(午後 2 時 5 分)</p>